平成29年3月22日 三重短期大学規程第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、三重短期大学研究倫理規程第4条第4項に基づき、三重短期大学研究倫理委員会(以下「研究倫理委員会」という。)に関し必要な事項、並びに同規程第7条第5項に基づき特別調査委員会に関し必要な事項及び第9条第7項に基づき不服審査委員会に関し必要な事項を定める。

(研究倫理委員会の任務)

- 第2条 研究倫理委員会は、次に掲げる事項を行う。
- (1) 三重短期大学の研究者の研究活動に関わる不正を防止するため、定期的に研究倫理 教育を実施すること
- (2) 本学の研究者の研究に関する不正の告発があったときに、予備調査を行うこと
- (3) 前号の調査の結果、不正行為が存在すると思料したときに特別調査委員会に本調査の申立をすること
- (4) 研究倫理教育の企画・改善などの審議をすること
- (5) その他、 三重短期大学研究倫理規程及び本規程の規定に反しない範囲で、 研究倫理委員会の運営に関し必要な事項を決定すること

(研究倫理委員会の組織)

- 第3条 研究倫理委員会は次に掲げる委員をもって組織する。
- (1) 委員長 本学の教授のなかから学長が指名した者
- (2) 委員 各学科長及び学科が推薦し教授会が承認した者3名
- 2 委員長及び委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 3 委員長及び委員は、研究に関し不正の告発を受けたときはその資格を失う。ただし、不 正がなかったと認定されたときは、学長又は教授会に資格の回復を求めることができる。

(研究倫理委員会委員長の任務)

- 第4条 研究倫理委員会の委員長は、次に掲げる事項を行う。
- (1) 研究倫理委員会を招集し、その議長となること
- (2) 研究に関する不正の告発があったときに、学長に報告すること
- (3)予備調査を指揮すること
- (4) 予備調査の結果を告発者及び被告発者に通知し、学長に報告すること

(研究倫理委員会の会議)

- 第5条 研究倫理委員会は、委員長と4名の委員の出席をもって成立する。
- 2 研究倫理委員会の議事は、全委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 研究倫理委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明 を聴くことができる。

(特別調査委員会の任務)

第6条 特別調査委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 研究倫理員会から本調査の申立があったときに、本調査を行うこと
- (2) 本調査に基づいて、不正行為の有無について認定すること
- (3) その他、三重短期大学研究倫理規程及び本規程の規定に反しない範囲で、特別調査委員会の運営に関し必要な事項を決定すること

(特別調査委員会の組織)

- 第7条 特別調査委員会は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない本学の教授の中から学長が指名したもの2名と本学外の有識者で学長が指名したもの2名によって構成する。
- 2 特別調査委員会の委員長は、委員の中から学長が指名した者を充てる。
- 3 特別調査委員会の委員長は、次の事項を行う。
- (1) 委員会を招集し、議長となること
- (2)前条第2号の認定の結果について、告発者及び被告発者に通知し、学長に報告すること

(特別調査委員会の会議)

- 第8条 特別調査委員会は、3名以上の委員の出席をもって成立する。
- 2 特別調査委員会の議事は、委員長を含む全委員の過半数をもって決する。
- 3 研究倫理委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明 を聴くことができる。

(不服審査委員会の任務)

- 第9条 不服審査委員会は、次に掲げる事項を行う。
- (1) 特別調査委員会の認定結果に対して告発者又は被告発者から異議の申立がなされたときに、異議の内容を審査すること
- (2) 異議の内容に理由がないと認めたときに異議を棄却すること
- (3) 異議の内容に理由があると認めたときに研究不正の存否について再認定を行うこと
- (4) その他、三重短期大学研究倫理規程及び本規程の規定に反しない範囲で、不服審査委員会の運営に関し必要な事項を決定すること

(準用)

第 10条 不服審査委員会の組織及び会議に関する事項は、特別調査委員会に関する第 7条 及び第 8条を準用する。ただし、第 7条第 3 項第 2 号については「異議の棄却又は再認定を行ったときに、不服申立者に通知し、学長に報告すること」に置き換える。

附則

- 1 この規程は、平成29年3月22日から施行する。
- 2 この規程の施行にともない、三重短期大学規程第54号「三重短期大学研究倫理委員会規程」はその名称を「三重短期大学におけるヒトを対象とする疫学研究等に関する倫理委員会規程」に改める。

## 附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

## 附則

この規程は、令和3年10月21日から施行する。